

平成22年 4月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

4 番	小坂井 実	5 番	佐 藤 高 清
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第40号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 5	議案第41号	平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）
追加日程		議長の辞職について
追加日程		議長の選挙について
追加日程		副議長の辞職について
追加日程		副議長の選挙について
追加日程		常任委員会委員の選任について
追加日程		議会運営委員会委員の選任について
追加日程		議会広報編集特別委員会委員の選任について
追加日程		学校建設特別委員会委員の選任について
追加日程		海部南部水道企業団議会議員の選挙について
追加日程		海部南部消防組合議会議員の選挙について
追加日程		海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
追加日程		海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
追加日程		海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
追加日程		海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
追加日程	同意第 1 号	監査委員の選任について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成22年第2回弥富市議会臨時会を開会します。
これより会議に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
第2回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 議案第40号 弥富市税条例の一部改正について

日程第5 議案第41号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、議案第40号及び日程第5、議案第41号、以上2件を一括議題とします。
服部市長に提案理由の説明を求めます。
服部市長。
○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回弥富市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきまして提案し、御審議いただきます議案は、条例議案1件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うものでありまして、主な改正内容は、個人市民税における扶養控除の見直しに伴う所要の措置の創設と、たばこ税の税率を引き上げるものでございます。

議案第41号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳出の総務費におきまして、海部土地改良区総代会総代に欠員が生じたため選挙執行経費15万6,000円を計上し、これに対し、まず主な歳入といたしましては、選挙費用負担13万円を計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 議案は総務部長に説明させ、補正予算は説明を省略します。

総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第40号弥富市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

新旧対照表の次の弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

第21条の市税の延滞金に関する規定でございますが、地方税法の一部改正に伴う条文の整備でございます。

第30条第3項の法人市民税の均等割の算定期間等の規定ですが、地方税法の一部改正に伴う条文の整備でございます。

第35条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定が新設されたものでございます。これは所得税の年少扶養控除、16歳未満の扶養控除でございますが、この控除の廃止によりまして、所得税法上では年少扶養親族の情報を収集しないこととなったために、給与所得者の扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を規定するものでございます。

第35条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定が新設されたものでございます。先ほどの第35条の3の2と同様に、年金受給者の扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を規定するものでございます。

第42条第2項は、公的年金等に係る所得という文言を削除することにより、給与所得の特別徴収に加算して特別徴収できる所得に公的年金等に係る所得を含めるよう改めるものでございます。

第42条第3項は、申し出により、やむを得ない事情があると認められたときは、給与以外の所得を普通徴収の方法により徴収できる規定ですが、これに公的年金等に係る所得を含め

るよう改めるものでございます。

第42条第4項は、公的年金等の支払いを受けた者で老齢年金給付の支払いを受けている65歳以上の者については、給与所得の特別徴収に加算して特別徴収できる所得から公的年金等に係る所得を除くよう規定したものでございます。

第43条第1項は、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等に関する規定ですが、第42条に第4項が追加されたことによる条文の整備でございます。

第46条は、地方税法、法人税法の一部改正に伴う条文の整備です。

第48条第2項及び第3項につきましては、地方税法の一部改正に伴う条文の整備でございます。

第52条第6項は、地方自治の一部改正に伴い、埋立地等の使用者で固定資産税の納税義務者から除かれる都道府県等のうちから地方開発事業団を削除する条文の整備でございます。

同条の第7項は、地方税法施行規則の一部改正に伴う条文の整備でございます。

第87条は、たばこ税の税率を現行1,000本につき「3,298円」を「4,618円」に引き上げるものであります。

附則第15条は、特別土地保有税の非課税に関する読みかえの規定ですが、これを削除するものでございます。

附則第15条の2は、附則第15条の削除に伴い、附則第15条の2を附則第15条とする条文の整備でございます。

附則第16条の2第1項は、たばこ税の税率の特例に関する規定でございますが、旧3級品のたばこ税の税率を現行1,000本につき「1,564円」を「2,190円」に引き上げるものでございます。

附則第19条の3は、附則19条を改め、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の規定を設ける規定の整備でございますが、個人の株式市場への参加を促進するために一定の非課税口座内の小額上場株式等に係る譲渡所得等について、非課税措置が導入されたことによる規定です。

附則第20条の4第1項から第6項及び附則第20条の5第1項は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴う条文の整備でございます。

それぞれの施行日につきましては附則において定めるとおりでありますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） 私は、市の税条例の一部を改正する条例案について、市長にお尋ねをしたいと思います。

もともと、今回の税条例の改正につきましては、地方税法の改正によりまして年少扶養控除が全廃されるとか、それから特定扶養控除ですね、高校生・大学生などの年代に相当する人たちの上乗せ分が廃止されるということでございますが、これにつきましては、国の税法で決めたものに市町村が従うということで、直接今回の市の条例改正にはありませんが、それに伴ういろんな、今度は均等割等への影響に伴う必要な資料を収集するということでの改正であります。しかし、一番私が心配をいたしますのは、実はここにOECD30ヵ国のうち主要国の、それぞれの国の収入を五つの区分に分けて、その一番下に属する人たちの、それぞれの国の貧困者というふうにしておりますが、まず実際の収入ですね、税やそういうものを払う前の収入でいきますと、例えばフランスは、そういう最下位の部分に属する人たちというのは人口の24%を占めておる、日本は16.5%ということになっておりますが、実際に税金や社会保険料やら、そういうものを払った、公費負担をした後の生活費に使える収入を、今度はそういう五つの分野に分けて、そこに属する人の割合をあらわすと、フランスは6%、日本は13.6%、一番悪いアメリカでも13.7%ですが、この資料は2006年7月のデータでございますので、その後、悪名高い後期高齢者医療制度ができて、またさらに低所得者の負担が強まっておりますので、実態はもう実際の生活費を国民の暮らしの五つの分野に分ければ最低という人たちが、OECD先進国の30ヵ国の中で最悪の事態になっており、この資料は国会で私どもの志位委員長が予算委員会に取り上げて、鳩山総理も直さないかんというふうにお認めになった資料でございますが、弥富市議会もさきに子ども手当だとか、そういうものに対して扶養控除等をなくしたり、減らしたりしてやるようなやり方というのは、こういうこの日本の置おかれている状態の中では極めて不適切で、やるべきではないと。政府は別の方法で考えてもらいたいという趣旨の意見書を全会一致で可決をして、政府や国会に送付いたしました。

もともとの税法なり、地方自治法のいろんな法律によりまして、そういう人たちの救済は市町村長の責務だというふうにされておりますが、しかし、もとの法律や土台がこんなふうでは救済する部分ばかりふえちゃって、財政的にもそんな余力があるわけではありませんので、こうした特にこの国民生活の根本にかかわるような税制や税法の改正等が非常に制度的に不安定な中で、子ども手当につきましても、政府・与党の中からでさえ来年度の満額負担なんかとてもできんじゃないかという声がいっぱい出ているような中で、法律を変えておいて、あとは政令や省令で決めると。それに市町村も従え、国民も従えということでは本当に混乱するばかりでございますので、まず現状の庶民負担がもう耐えられなくなっておる状態を打開してほしいという国民の声にこたえるためにも、政府が必要な手だてをとっていくことを、議会も、先ほど申し上げましたように意見書も出しておりますので、ぜひ市長会やそういう場所で、あるいは市町村と国・県との協議の中で、こうした重大な問題について

は庶民負担にならないことと、市町村がいろんな制度をつくって2階に上げてはしごを外されたら、その後始末に苦勞するのは末端の自治体でございますので、そういうことのないように、ぜひ国民に信頼を得られる政治が進められるように強く要望をしていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほどはヨーロッパ各国の税のあり方、基本的な考え方についてお示しをいただいたわけですが、この平成22年度の税制改正というのは、御承知のように新政権のもとでの「コンクリートから人へ」という形の中で、ともに支え合う社会の実現のために必要な財源を確保する、あるいは地域主権を確立するための税制を構築するという観点から改正がなされたものでございます。とりわけ所得控除から手当へという考え方のもとで実施されるわけでしたがけれども、扶養控除の見直しという形の中において社会保障制度の保険度への影響を大変心配をしておりました。しかしながら、負担税率の見直しや経過措置の導入等の適切な措置が講じられることとなりましたので、今後とも国と地方の役割分担、あるいは経費負担のあり方の推移をしっかりと見守りをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

市民の皆様の負担が増加しないように、市長会等を通じて国の方に要望をしてみたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） はい、結構です

○議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決することに決定しました。

ここで議会人事のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職願を提出しましたので、ここで副議長と交代します。

副議長。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（炭竈ふく代君） お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程 議長の辞職について

○副議長（炭竈ふく代君） 地方自治法第117条の規定により、黒宮喜四美議員の退場を求めます。

〔議長 黒宮喜四美君 退場〕

○副議長（炭竈ふく代君） 辞職願を局長に朗読させます。

○議会事務局長（佐藤 忠君） 平成22年4月19日、弥富市議会副議長 炭竈ふく代殿。弥富市議会議長 黒宮喜四美。

辞職願。このたび弥富市議会の申し合わせにより、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（炭竈ふく代君） お諮りいたします。

黒宮喜四美議員の議長の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、黒宮喜四美議員の議長の辞職は許可されました。

黒宮喜四美議員の入場を求めます。

〔17番 黒宮喜四美君 入場〕

○副議長（炭竈ふく代君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。



よって、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 議長の選挙について

○副議長（炭竈ふく代君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

議長に伊藤正信議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名した伊藤正信議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

ただいま議長に当選された伊藤正信議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

議長に当選された伊藤正信議員に発言を求めます。

○新議長（伊藤正信君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま選任をいただきまして、まことにありがとうございました。身の引き締まる思いでございます。

弥富市になりまして4年が経過をいたしました。この4年間、国の財政、さらには地方の財政も地方分権から地域主権へと大きく変化をいたしました。そのような変化の中で、弥富市議会が大原議員、黒宮議員の先任の議長のもとで、公平で透明な議会が運営をされてきました。私も先任の議長の名を汚さないように、より一層議員各位への御支援と御協力を賜りまして、議会運営に努力いたします所存でございます。皆様方の御支援をお願いを申し上げます。就任のごあいさつにかえさせていただきます。

○副議長（炭竈ふく代君） 新議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔副議長、新議長と交代〕

○議長（伊藤正信君） 前議長の黒宮喜四美議員から発言を求められていますので、これを許します。

○17番（黒宮喜四美君） 議長を退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年3月、皆様方の御支援、御協力によりまして、2年間、議長の要職を務めさせていただきました。本当にありがとうございました。弥富市の発展のために今後も微力ではありますが努力していく所存でございます。今までと変わらない御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、退任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さまでございました。

ただいま副議長の炭竈ふく代議員から辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程 副議長の辞職について

○議長（伊藤正信君） 地方自治法第117条の規定により、炭竈ふく代議員の退場を求めます。

〔副議長 炭竈ふく代君 退場〕

○議長（伊藤正信君） 辞職願を局長に朗読させます。

○議会事務局長（佐藤 忠君） 平成22年4月19日、弥富市議会議長殿。弥富市議会副議長炭竈ふく代。

辞職願。このたび弥富市議会の申し合わせにより、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（伊藤正信君） お諮りします。

炭竈ふく代議員の副議長の辞職を許可するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、炭竈ふく代議員の副議長の辞職は許可されました。

炭竈ふく代議員の入場を求めます。

〔2番 炭竈ふく代君 入場〕

○議長（伊藤正信君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りをします。

副議長の選挙についてを日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 副議長の選挙について

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

副議長に中山金一議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名しました中山金一議員を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

ただいま副議長に当選された中山金一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

副議長に当選された中山金一議員に発言を求めます。

○新副議長（中山金一君） ただいま副議長に当選をさせていただきまして、ありがとうございました。

未熟な私でございますが、議員各位の御指導と御鞭撻をいただきまして職務を一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 前副議長の炭竈ふく代議員から発言を求められていますので、これを許します。

○2番（炭竈ふく代君） 副議長を退任するに当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

皆様の御推挙により、副議長の要職に就任させていただきましてから2年間、本当に皆様

の御支持と御協力により、大過なく務めさせていただくことができました。感謝の思いでいっぱいでございます。本当にありがとうございました。

また、黒宮議長のもと、大変お世話になりました。今後とも、また一議員として市政の進展に一生懸命努力をしまいたいと思いますので、皆様方の変わらぬ御指導をこれからもよろしくお願いを申し上げまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

- 議長（伊藤正信君）　ここで議会人事のために暫時休憩をいたしまして、全員協議会を行いたいと思います。11時20分から全員協議会をお願いします

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分　休憩

午後1時15分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会の委員の任期が満了になっておりますので、日程を追加して、常任委員の選任をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

日程を追加して、常任委員の選任を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程　常任委員会委員の選任について

- 議長（伊藤正信君）　お諮りをします。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

よって、常任委員は名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、各正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いをします。

お諮りをします。

議会運営委員会の委員の任期が満了になっておりますので、日程を追加して、議会運営委員の選任をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

日程を追加して、議会運営委員の選任を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 議会運営委員会委員の選任について

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いをします。

お諮りをします。

申し合わせにより、議会広報編集特別委員会の委員の選任を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

日程を追加して、議会広報編集特別委員の選任を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **追加日程 議会広報編集特別委員会委員の選任について**

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

議会広報編集特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員は名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

お諮りをします。

申し合わせにより、学校建設特別委員会の委員の選任を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

日程を追加して、学校建設特別委員の選任を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 学校建設特別委員会委員の選任について

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

学校建設特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、学校建設特別委員は名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いをします。

お諮りをします。

日程を追加して、海部南部水道企業団議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、海部南部水道企業団議会議員の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程 海部南部水道企業団議会議員の選挙について

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部南部水道企業団議会議員に、三宮十五郎議員、黒宮喜四美議員、炭竈ふく代議員、武田正樹議員、佐藤博議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部水道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

お諮りをします。

日程を追加して、海部南部消防組合議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、中山金一議員、杉浦敏議員、山本芳照議員、小坂井実議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

お諮りをします。

日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について**

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部地区環境事務組合議会議員に、渡邊昶議員、佐藤博議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

お諮りをします。

日程を追加して、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（伊藤正信君） お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部地区水防事務組合議会議員に、三浦義美議員、杉浦敏議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

お諮りをします。

日程を追加して、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（伊藤正信君） お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部地区急病診療所組合議会議員に、佐藤高清議員、山口敏子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

お諮りをします。

日程を追加して、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に、安井光子議員、立松新治議員、堀岡敏喜議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

○議長（伊藤正信君） お諮りをします。

ただいま市長から同意第1号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（伊藤正信君） 地方自治法第117条の規定により、黒宮議員の退場を求めます。

〔17番 黒宮喜四美君 退場〕

○議長（伊藤正信君） 提案理由の説明を市長に求めます。

○市長（服部彰文君） 提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号監査委員の選任につきましては、弥富市富島一丁目60番地、黒宮喜四美氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） ただいま市長の方から提案がありました。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をしました。

黒宮喜四美議員の入場を求めます。

〔17番 黒宮喜四美君 入場〕

○議長（伊藤正信君） ただいま選任された黒宮喜四美議員から発言を求められていますので、発言を許します。

黒宮議員。

○17番（黒宮喜四美君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま監査委員の選出につきまして、御同意をいただきました黒宮でございます。

現在の地方自治の置かれた状況を考えますと、監査の重要性はますます高くなっており、その責任の重さを痛感しているところであります。

もとより未熟な私ではございますが、議員各位の御指導、御鞭撻をいただきまして、この職務を全うしたいと考えております。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了をしました。

これをもって、平成22年第2回弥富市議会臨時会を閉会とします。御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時33分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 新議長 伊 藤 正 信

同 副議長 炭 竈 ふく代

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 高 清